

令和2年6月1日

保護者の皆様へ

親和中学校・親和女子高等学校
校長 竹内 弘明

学校の教育活動の実施について(6月1日時点)

初夏の候、保護者の皆様には新型コロナウイルス感染拡大防止に係る対応につきまして、ご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

先週の登校日では久しぶりに登校してくる生徒達のうれしそうな姿に熱いものがこみ上げてきました。さて、本日から授業が再開されました。当面2週間は分散登校となりますが、この間は下記のとおり教育活動を進めてまいりますので、ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。なお、6月15日以降のことについては、感染状況等をみながら後日連絡致します。

記

1 基本的な考え方

学校における新型コロナウイルスの感染及びその拡大の危険性を可能な限り低減するため、次の3点を重視して、段階的に教育活動を再開します。

(1) 濃厚接触状況の回避

濃厚接触と判断される状況（手で触れることのできる距離で、マスク着用等の必要な感染予防策をせずに15分以上接触するような状況）とならないようにします。

(2) 3つの「密」の排除

集団感染の危険性が高まる次の3つの条件がそろわないようにします。

- ① 換気の悪い密閉空間
- ② 多数が集まる密集場所
- ③ 間近で会話や発声をする密接場面

(3) 差別や偏見の根絶

新型コロナウイルスへの不安や恐怖から差別や偏見を生み出すことのないよう、感染症に関する正しい知識を基に、感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方とその家族をはじめ、あらゆる偏見や差別を断じて許しません。

2 家庭との連携

(1) 毎朝の検温や風邪症状等の確認を行うとともに、次の場合に当てはまる生徒は登校を見合わせ、学校へ連絡してください。その場合は「欠席」としません。なお、感染が疑われる症状がある時は、保健所等へ相談願います。

- ① 発熱や風邪症状、だるさ、息苦しさ等の症状がある場合
- ② 感染の不安・心配等を理由に登校できない場合

(2) 次の場合は登校を見合わせ、すみやかに学校へ連絡してください。

- ① 感染が判明した場合
- ② 感染の検査を受検した場合
- ③ 濃厚接触者に特定された場合

3 授業・HR

(1) 分散登校

教室でのスペースを確保するため、分散登校により、出席番号の奇数・偶数の2班に分けて授業を実施します。

(2) 一般の留意事項

① 座席配置

生徒の間隔を可能な限り1～2m確保します。可能な限り対面とならないような形で教育活動を行います。

② 換気

冷房使用時も含めて、気候上可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気します。常時の換気が困難な場合は、休憩時間の間、窓を全開します。

③ 集団活動

生徒が長時間、近距離で対面するグループワークや一斉に大声を出す活動等は実施しません。

④ 教員の対策

授業を行う教員は、原則としてマスクを着用します。必要に応じてフェイス・シールドを着用します。

(3) 特定教科での留意事項

① 理科 生徒同士が近距離で活動する実験や観察は実施しません。

② 音楽 狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動は実施しません。

③ 美術 生徒同士が近距離で活動する共同制作等は実施しません。

④ 体育 生徒が密集する運動や生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動は実施しません。なお、運動時は熱中症リスク等を考慮して、互いの距離を確保したうえで、基本的にはマスクを着用せずに授業を行います。

⑤ 家庭 調理実習は実施しません。

⑥ 技術・情報 キーボード・マウス等は消毒して使用します。

4 他の学校生活

(1) 健康確認

① 登校時に家庭での検温の確認を行います。

検温を忘れた生徒には体温の測定を行い、発熱や風邪症状が見られた場合は保護者に連絡するとともに自宅で休養するよう指導します。その場合は「欠席」としません。

② 保健室

保健室は発熱等の体調不良者、ケガ等のコロナの疑いがない場合で、出入り口を分けています。

(2) マスクの着用

登下校時、及び校内ではマスクを着用してください。手作りのマスクでも結構です。

(3) 手洗い・消毒

登校時や外から教室等に入る時、トイレの後など、こまめに手洗いを行ったり、各所においてある消毒液で消毒するよう指導します。

(4) 清掃

当分の間、生徒の清掃は行いません。各自ゴミ袋を持参し、ゴミは持ち帰ってください。なお、教室やトイレ等で多くの生徒が手を触れるドアノブ、手すり、スイッチ等については教職員が消毒液を用いて清拭します。

(5) その他

① 冷水機は使用を停止しています。飲み物は各自で持参してください。

5 生徒の感染等が判明した場合の対応

(1) 校内の消毒

保健所と連携し、当該の生徒や教職員が活動した範囲の物品を消毒します。

(2) 臨時休業の措置

感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、保健所及び兵庫県の指導のもと、学級単位、学年単位又は学校全体での臨時休業の有無の判断を行います。臨時休業の際は速やかにミマモルメで連絡します。

(3) その他

教職員の感染等が判明した場合も、生徒に準じて取り扱います。